

いじめ防止対策推進法の施行にかかわる校内整備について（全日制・通信制）

1. はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、「国のいじめ防止基本方針」が関係各機関へ通知された。これを受け、地方公共団体では、条例などの形で、「地域基本方針」を定めることが決定した。現在、県では策定が完了している。法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考に県の実情に応じた対策内容が具体的に記載され提示されている。まず県立高校から、法および方針に基づき「個人別生活カード」の導入も試行期間を経て平成26年度4月から導入が開始された。

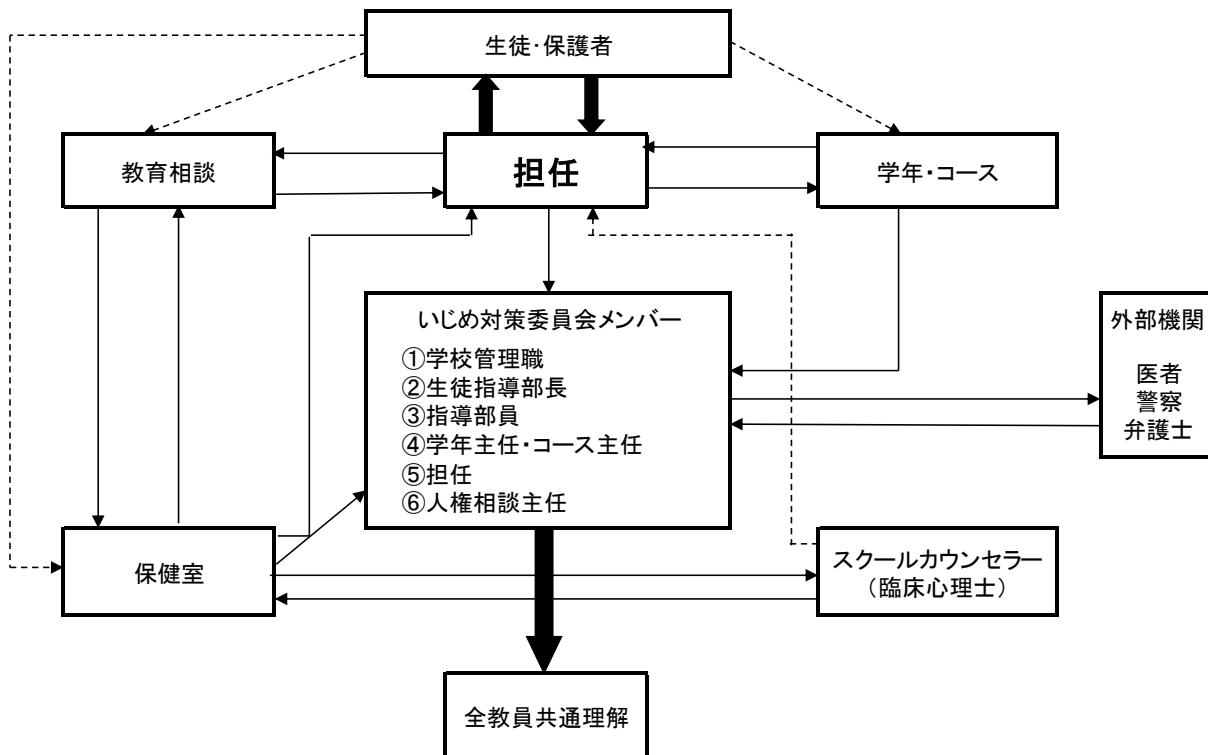
私学においても、同様の流れで、学校が実施すべき施策が提示された。

下記4点である。

- ① 相談体制の整備について（法第16条関係）
- ② いじめ防止等の対策のための組織について（法第22条関係）
- ③ いじめ（疑いを含む）を受けていると思われるときの対応について（法第23条関係）
- ④ 重大事態にかかわる知事への報告について（法31条第1項関係）
- ⑤ 重大事態にかかわる知事による再調査について（法31条第2項関係）

いじめ対策委員会運営チャート図

令和3年4月1日



2. 奈良女子高等学校いじめ防止基本方針

私立学校経営において、生徒の生命や身体に危害が及ぶいじめは深刻かつ危機的状況にあることを全教員が理解し、常に校内の情報が管理職に集まるよう意識改革をする。

(1) いじめ防止のための取り組み

① 生徒・保護者への啓発

- ・每学期始業式時に学校長より本校のいじめに対する方針を説明し、文書を配布する。
- ・全校集会（全校人権学習会等）、学年集会、コース別集会、道徳教育ホームルーム等を通して、すべての先生が、いじめを許さないという方針で防止に努める。

② 教員への啓発

- ・「いじめはどの子どもにも起きうるものである。」という事実を踏まえ、各クラス担任は、生徒一人ひとりをよく観察し、「気付く力」を育成する。生徒の心が見えなくなっている現在、生徒がものを言わなければ、質問がなければ、先生を求めていないという短絡的な考えは捨て去ること。ものを言わなくても、この生徒は、何を求めているかというアンテナがあるかどうか重要である。
- ・当該生徒、保護者、周囲の生徒等によるいじめ（疑われるものも含む）の訴えは、担任の場合と担任以外の他の教員の場合がある。後者の場合、「担任に言わないで。クラブ顧問に言わないで」と懇願されたとしても、担任とは情報の共有を図り、内容によっては、主任、部長と上に上げていく。何よりも報告・連絡・相談を密にする。
- ・生徒からの訴え保護者からの訴えを聞いた、第1相談者の判断（この内容をまずは学年間で共有する等）が非常に重要である。

(2) 早期発見・早期対応の在り方

① 早期発見

- ・生徒の些細な兆候を見逃さない。けんかやふざけあいとみられるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要がある。（教員の観察力）

昼休み等の巡視

携帯電話使用マナーの徹底とフィルタリングの啓発

生活リズム・生活様式のチェック（一週間の行動を記載）

- ・定期的に無記名のアンケートを実施。（各学期に1回程度）

② 早期対応

- ・いじめと認知した場合、または疑いのある場合は、初期対応の相談・段取りを管理職を入れた関係者で早急に行い、全教職員の共通理解と情報の共有を図る。その後、校内「いじめ対策委員会」で役割を分担し、必要に応じて弁護士、スクールカウンセラー、学識経験者を入れ、生徒・保護者を支援していく。

③ いじめの解消とは（定義）平成25年10月11日 文部科学大臣決定 平成29年3月14日改訂

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないか本人及び保護者への面談等で認められること。

○ これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断すること。

(3) 教育相談体制・生徒指導体制・校内研修

① 人権相談課と生徒指導部の連携

- ・被害者の人権を守ることを最大の優先にする。
- ・教育相談室担当者（支援員）、スクールカウンセラー（臨床心理士）の配置が完了。

今年度、特に相談日を生徒・保護者に周知徹底し、ひとりで抱え込まない環境を作り出していく。

② 校内研修

- ・生徒指導部を中心に、インターネット、スマートフォン（特にライン）を通して人間関係が複雑化するいじめに対しての研修会を教員、生徒対象に実施する。

(4) 校内組織について（通信制を含む）

個別支援委員会がいじめ対策委員会を包括する。

(5) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（自殺を企図した場合等）があると認めるとき
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）があると認めるとき
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(6) 重大事態対応フロー図等（別紙参照）

調査内容を時系列に記録する（インク・ボールペンを使用、記録の最後に署名捺印）。
その際、個人的感情を入れない。

学校またはその学校の設置者による調査の実施、附属機関等への積極的な資料提供、調査結果を重んじ主体的に再発防止に努める。

加害生徒に対する指導内容や教職員に対する聞き取りのうえ、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。

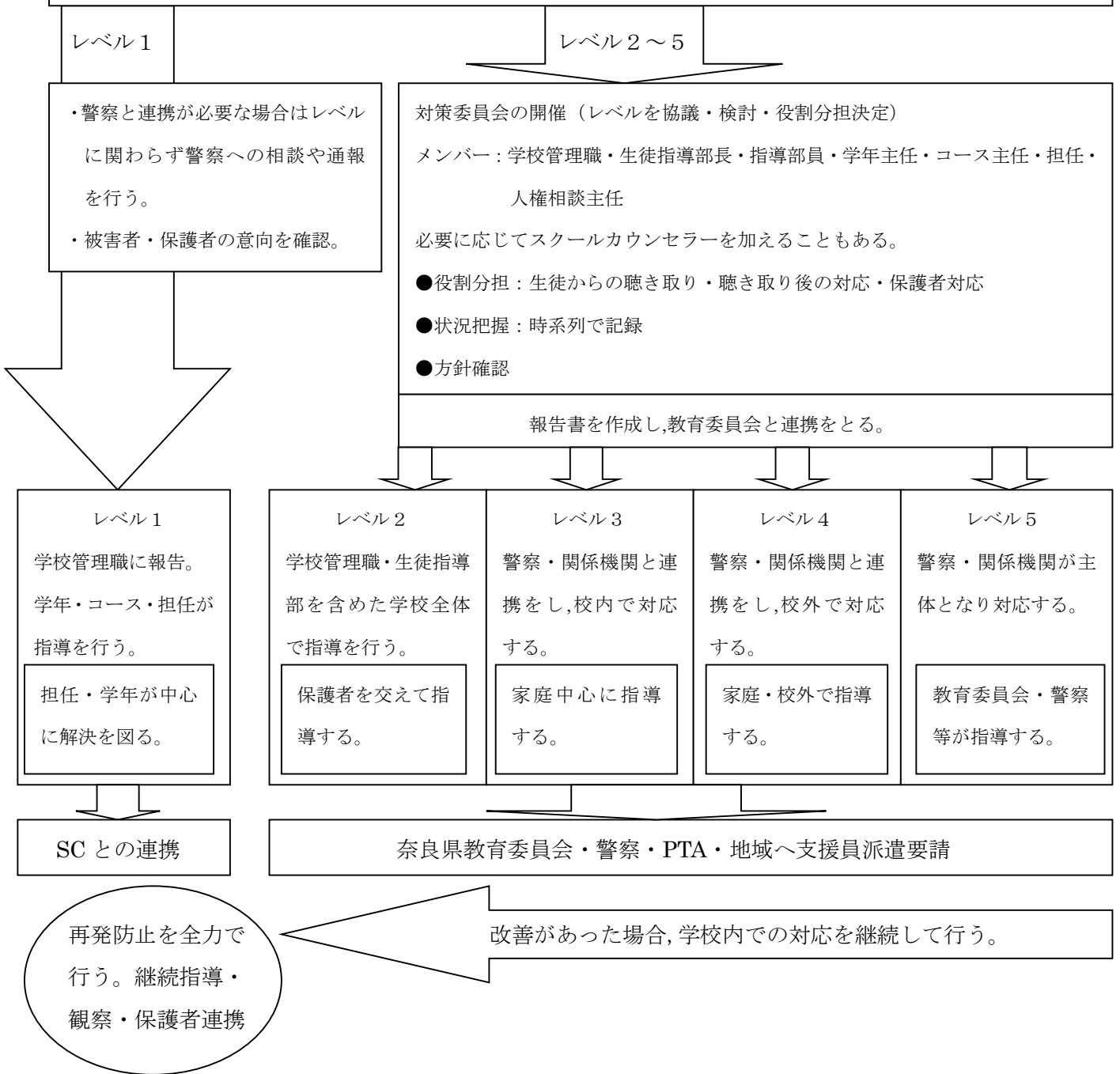
調査結果を公表する場合、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認のうえ対応する。

ねらい

●生徒の問題行動発生時に学校として必要な対応は、以下に示す。レベルを5段階に分けて設定する。レベル分けの趣旨は以下に示す。必ず被害者・加害者の保護、また教職員の保護も考慮する。

1. 被害者の被害拡大を防ぐ。
2. 加害者の行為を早急に確認し、本人の自覚・反省を促し、保護者の協力を得る。
3. 教職員が適切な指導を行えるようにする。
4. 事象レベルにより教育委員会・外部機関への協力を得て、問題行動の解決を早急にする。

●問題行動対応のチャート図等を保護者に示し、理解・協力を得ることが重要である。



*教育委員会等への報告・相談は確実にを行う。

*学校主体のレベル1～3の取扱いが困難な場合、教育委員会に相談する。

*関係諸機関と密に連絡をとり、対応にあたる。

年間指導計画

| 月 | 職員会議等 | 防止に向けた取り組み | 早期発見に向けた取り組み |
|-----|------------------------------------|--|-----------------------|
| 4月 | 指導方針の確認 いじめ対策委員会 個別支援委員会① | 中学校より情報収集 オリエンテーション 携帯セミナー・文書配布① | 個人面談 |
| 5月 | 個別支援委員会① 中間考査 | 道徳HR① | いじめに関するアンケート① |
| 6月 | | 人権HR① 人権講演会 | |
| 7月 | 期末考査 いじめ対策委員会 個別支援委員会① | | 三者懇談 いじめに関するアンケート② |
| 8月 | | | |
| 9月 | | 文書配布② | |
| 10月 | 中間考査 いじめ対策委員会 個別支援委員会④ | 道徳HR② | いじめに関するアンケート③ |
| 11月 | | 全校人権学習会 人権HR② | |
| 12月 | 期末考査 | | 三者懇談 いじめに関するアンケート④ |
| 1月 | | 文書配布③ | |
| 2月 | | 人権HR③ | いじめに関するアンケート⑤ |
| 3月 | 期末考査 いじめ対策委員会まとめ 個別支援委員会まとめ⑤ | | |

* 文書配布とは指導方針を指す。

* 入学前に中学校と連携をとり、情報収集をする。

* 全校生を対象に携帯セミナーを実施。その際、インターネット環境の問題点、ライン、ブログ等についても県教育委員会生徒指導支援室から講師を招き、指導をしていただく。

* いじめに関するアンケートを年5回実施する。

* 学期に1回人権HRを実施する。

* 年2回いじめに関する道徳HRを実施する。

* いじめと関連が考えられる個別支援委員会を年5回実施する。

個人別生活カード

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|
| 年 | 組 | 番 | 氏 | 名 | |
|---|---|---|---|---|--|

| | |
|-----|--|
| No, | |
|-----|--|

| 年 月 曜日 | 把握した事象 | 指導内容・支援等 | 確認欄 |
|--------|--------|----------|-----|
| | | | |